

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月28日

新潟市長様

提出者

住所 新潟市中央区神道寺2丁目5番1号

氏名 医療法人新成医会
理事長 渡邊 毅

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 025-244-0080

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	総合リハビリテーションセンター・みどり病院
事業場の所在地	新潟市中央区神道寺2丁目5番1号
計画期間	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	病床数=261床
③ 従業員数	520名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>❖ 感染性廃棄物 (注射針・アンプル等の鋭利な物、汚染されたガーゼ・体液の付着した医療廃棄物) 全量、(特別管理) 産業廃棄物処理許可業者に処理委託 収集運搬：(株)スロー→中間処理(焼却)：青木環境事業(株)→最終処分(管理型埋立)：仙台環境開発ほか ※最終処分については中間処理残差(燃え殻)を中間処理業者が委託契約した最終処分場へ運搬</p>

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状		【前年度（5年度）実績】								
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物									
排出量	120.00 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
特別管理産業廃棄物の種類										
排出量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)										
② 計画		【目標】								
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物									
排出量	120.00 t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
特別管理産業廃棄物の種類										
排出量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)										
前年度に引続き新規医療材料採用の際、廃棄量が少量となる品目を検討する。 院内マニュアルを感染性廃棄物判断フロー等の分かり易い資料を追加し周知徹底を強化する。										

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 平成24年5月環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部公布の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づく、分別設定を行い、マニュアルに明記し、各職場で排出された時点で分別し、保管場所も分けている。									
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし									

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（3年度）実績】									
①現状	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
全量処理委託の為、該当せず。									
【目標】									
①現状	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)									
全量処理委託の為、該当せず。									

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（3年度）実績】									
①現状	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
全量処理委託の為、該当せず。									
【目標】									
①現状	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)									
全量処理委託の為、該当せず。									

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度 (3 年度) 実績】									
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
全量処理委託の為、該当せず。									

【目標】									
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)									
全量処理委託の為、該当せず。									

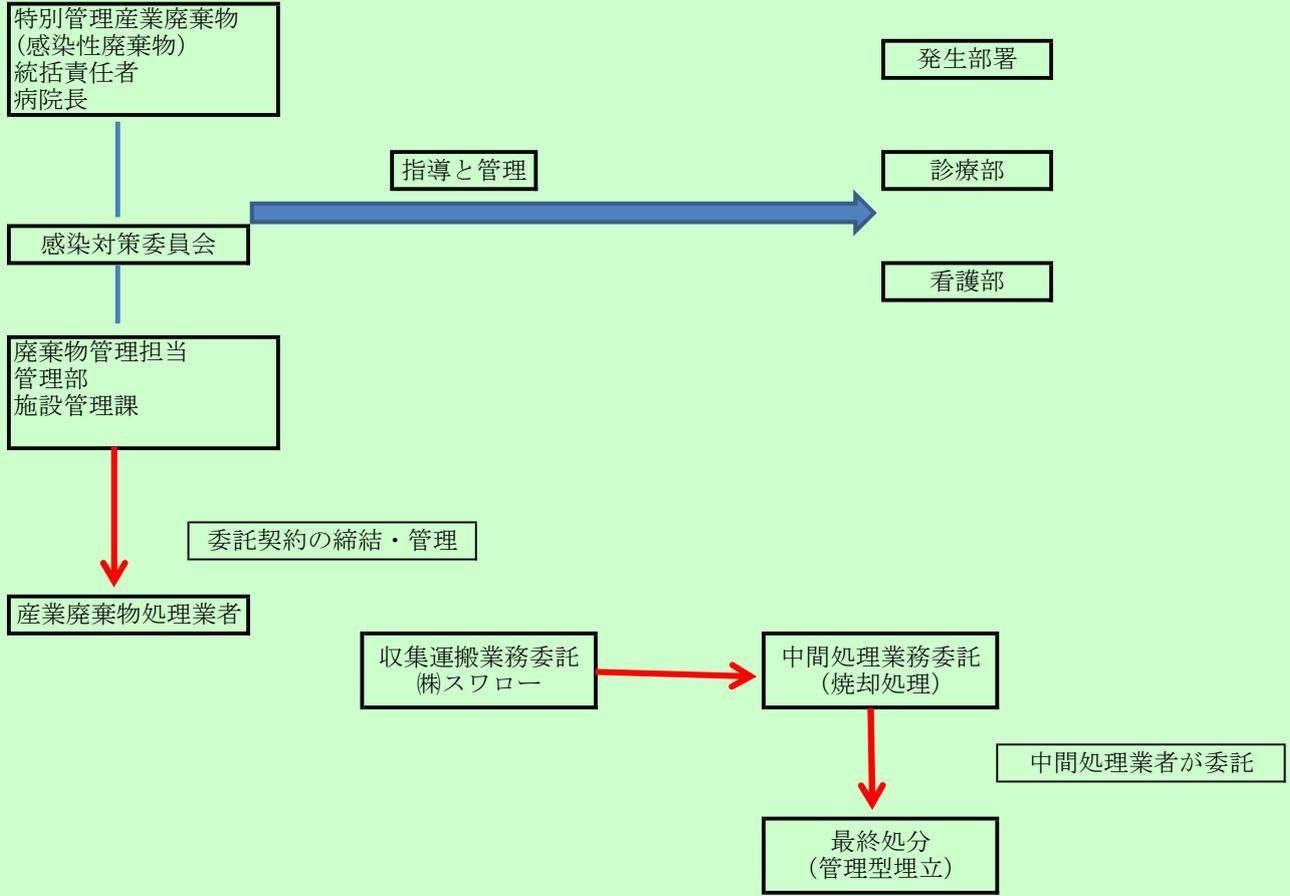
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度 (4 年度) 実績】									
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類								
	全処理委託量	135.02	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	135.02	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類								
② 計画	全処理委託量		t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類								
(これまでに実施した取組)									
法廷委託基準に則り許可業者を選定。法廷要件を満たした委託契約を書面にて締結し定期的に許可証の確認及び視察を行い適正処理にかかる担保を取っている。									

① 計画	【目標】									
	特別管理産業廃棄物の種類									
	全処理委託量	120.00	t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類									
	全処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t	t	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)									
	<p>排出現場に対する周知徹底並びに指導の強化。分かり易いマニュアルの作成。 処分業者に直接赴き、適正処理が担保されているかを確認する。</p>									
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（ 年度）実績】									
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)					t				
	(今後実施する予定の取組)									
※事務処理欄										

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。



- ❖ 統括責任者（病院長）
 - ・ 感染性廃棄物処理方針の策定
 - ・ 感染性廃棄物管理規定の策定・改廃
 - ・ 感染性廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
- ❖ 感染対策委員会
 - ・ 感染性廃棄物の発生抑制、適正処理の推進・指導、計画的な感染性廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
- ❖ 管理部 施設管理課
 - ・ 感染性廃棄物処理計画の作成・感染性廃棄物管理状況の把握と改善策の検討・処理業者の調査・選定及び管理

